

東京都市計画特別業務地区の変更（大田区決定）

都市計画特別業務地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類	面積	備考
特別業務地区	約 ha 20.5 (20.0)	大田区特別業務地区建築条例 (平成14年条例第43号) [規制内容の概要] ・流通業務施設、沿道サービス施設及びこれらに関連する施設等の集約的な立地を図り、これらに係る業務の利便を促進させるため、流通業務施設の業務の増進に支障を及ぼすおそれのある建築物の規制を行う。
小計	約 ha 20.5 (20.0)	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり。」

理由

用途地域の変更に伴い、特別業務地区の面積を変更する。

変更概要

種類	変更前面積	変更後面積	面積	備考
特別業務地区	約 ha 20.0	約 ha 20.5	約 0.5 ha	面積を再計測した結果、面積を変更する。位置及び区域の変更はない。